

放射光産業利用試行補助金

Q&A

R8.4 時点

1. 制度目的・概要について	
質問	回答
①この補助金の目的はなんですか。	「水素等新エネルギー（蓄電池含む）・環境」、「航空産業・ドローン・空飛ぶクルマ」、「ロボット・AI・IoT」、「健康医療」、「半導体」の成長産業分野の大型放射光施設「SPring-8」や「ニュースバル」等の放射光施設の試行的な利用に要する経費の一部を補助し、当該分野における県内企業の研究開発を促進することを目的としています。
②なぜ「補助期間」が1年間なのですか。	自社の研究開発における放射光利用の有効性を試行・検証するためのものであり、長期的な放射光施設の利用は想定していません。準備期間も含めて放射光施設を利用するのに必要な期間として概ね1年間を見込んでいます。
③補助金を利用して取得した機械装置等の設備の取扱いはどのようになりますか。	この補助金を利用して取得した財産の所有権は、補助事業者にあります。ただし、補助事業以外の目的で使用することは認められず、事業終了後、譲渡や他の用途へ転用する場合には、補助金の返還等別に定める規定に従っていただきます。
④取得した特許等の扱いはどのようにになりますか。	この補助事業の実施により得られた知的所有権等の研究成果は、補助事業者に帰属します。

2. 補助要件・資格について	
質 問	回 答
①兵庫県内に本社がある場合は、申請する研究開発を実施する場所は問われないのですか。	兵庫県内に本社を設置する企業等は、申請に係る研究開発を兵庫県外に設置する事業所で実施する場合（放射光施設を利用する主体が同企業の兵庫県外にある事業所であって）も補助を受けることが可能です。
②兵庫県内に事業所があるが、本社が兵庫県外にある場合は、補助を受けることができないのですか。	兵庫県外に本社を設置する企業等であっても、申請に係る研究開発を兵庫県内に設置する事業所で実施する場合（放射光施設を利用する主体が同企業の兵庫県内にある事業所であれば）は、補助を受けることが可能です。
③どのような「法人」でも補助対象となりますか。	民間企業、事業協同組合その他特別の法律により設立された組合及びその連合会、特定非営利活動促進法に基づく知事の認証を受けた法人等の産業界の利用を対象としています。なお、大学、工業高等専門学校などの教育機関、国立研究機関、独立行政法人、主として研究機能を有する公益法人及び特殊法人、公設試験研究機関等は対象となりません。
③対象とする「放射光施設」にはどのようなものがありますか。	播磨科学公園都市にある大型放射光施設「SPring-8」及び中型放射光施設「ニュースバル」並びに X 線自由電子レーザー施設「SACLA」が対象となります。
④「はじめて利用」とはどういう意味ですか。	法人として放射光施設を利用した実績がなく最初の利用であるということの意味しています。 例えば、過去に「SPring-8」の利用実績があり、今回初めて「ニュースバル」を使用する場合は、過去に放射光施設の利用実績があるため、対象となりません。

3. 成長産業分野について	
質 問	回 答
①成長産業分野は何ですか。	成長産業分野は、「水素等新エネルギー（蓄電池含む）・環境」、「航空産業・ドローン・空飛ぶクルマ」、「ロボット・AI・IoT」、「健康医療」、「半導体」です。本補助金は、これからの分野に貢献又は寄与する研究開発を対象とします。
②複数の分野にまたがる場合どうするのですか。	分野が複数にまたがっていても問題ありません。放射光施設利用計画書においては、該当する分野を列挙ください。

4. 評価・補助金交付決定について	
質 問	回 答
①補助率、補助金の額がどうなりますか。	1件あたり上限50万円の範囲で、補助対象経費の1/2を補助します。ただし、消費税等の補助対象外の経費があります。また、補助金額については、補助金希望額を限度にひょうご科学技術協会の予算の範囲内で必要と認められる額に変更する場合がありますので、予めご了承ください。
②補助金の利用申請から交付決定までどのくらい時間がかかりますか。	手続きが円滑に進んだ場合は、申請いただいてから交付決定まで、概ね1週間程度のお時間を要します。
③光科学応用テクニカルアドバイザーへの事前相談は必要ですか。	補助金申請にあたってアドバイザーへの事前相談は必須としていません。放射光利用について、既にSPring-8の利用促進機関である（公財）高輝度光科学研究センター（JASRI）等の専門的な知見を有する外部の機関や研究者に相談されている場合は不要ですが、まだの場合はアドバイザーへの事前相談を推奨しています。
④提出した申請書は、どのような審査が行われるのですか。	専門的な知見を有する光科学応用テクニカルアドバイザーとともに、放射光施設利用計画書の記載内容を確認し、問題がなければ交付決定の手続きを行います。なお、申請書類にお

	いては、補助対象となる要件を全て満たしているか、成長産業分野への貢献が期待できるか、放射光施設の利用が適切かつ有効と言えるか等の観点でチェックを行います。
⑤補助金の利用申請はどのくらいの期間で受け付けていますか。	ひょうご科学技術協会のホームページに記載している期間内で随時受け付けています。補助期間は当該年度 1 年間となるため、放射光施設の利用時期を考慮して余裕をもった利用計画を立ててください。

5. 放射光施設利用計画書等について	
質問	回答
①補助要綱や申請様式の入手はどうすればいいですか。	ひょうご科学技術協会のホームページから補助要綱や申請様式等をダウンロードしてください。
②放射光施設利用計画書の記載方法について、不明な点がある場合は、相談に応じてもらえますか。	書類の書き方について、ご相談に応じますので、（お問い合わせ先）にご連絡ください。
③放射光施設利用計画書のフォーマットを変更してもいいですか。	放射光施設利用計画書の記載項目は変更しないでください。ただし、記入内容の分量に応じて項目の間隔等を調整いただくことは可能です。なお、A4 で 2 枚程度の記入分量を目安としていただき、これより分量が多くなる場合は、別紙を添付してください。
④放射光施設利用計画書の代わりに会社で作成している別の資料を提出してもいいですか。	放射光施設利用計画書の記載項目が網羅されている場合は、別様式で作成された資料の添付でも構いません。
⑤国等の補助や委託事業に類似又は同一内容で応募することは可能ですか。	同一の内容で、既に県や国等の補助や委託を受けたことがある又は現に受けている案件（採択が決定しているものを含む）を重ねて応募することはできません。万が一、正しい報告

	が行われなかった場合は、交付決定後であっても補助金交付を取り消す場合があります。
--	--

6. 補助事業の実施について	
質 問	回 答
①補助事業の開始にあたって、ひょうご科学技術協会と契約等が必要ですか。また、補助事業をいつから開始できるのですか。	ひょうご科学技術協会と契約行為をしていただくことはありません。補助事業は補助金の交付決定日から開始可能です。補助事業であるため、補助事業者が主体的に研究開発を進めていただく必要があります。
②補助金交付決定前に本事業のために執行したものは対象となりますか。	対象となりません。補助金の対象となるのは、補助金交付決定日以降に発注等に着手したものに限りです。 (例外) 放射光施設利用料については、申請する利用課題によって運営機関の審査を受ける必要がある他、競争倍率が高く必ずしも利用できるとは限らないため、予め施設の利用申請を行った後、または施設の利用承認が下りた段階で本補助金を申請することも可能とします。ただし、必ず放射光施設の利用開始前までに補助金の交付決定を受ける必要がありますので、十分に余裕をもって補助金利用を申請してください。
③補助金の支払いはどのように行われるのですか。	交付決定後、帳簿検査により費用処理が適切と認められた後、補助事業者より補助金請求書を提出いただき精算払いをする予定です。

7. 補助対象経費について	
質 問	回 答
①補助対象とならない費用についてどのようなものがあります	申請いただいた研究開発内容以外に使用する経費、経理担当者等の間接的に携わる者の人件費、研究開発に直接的

か。	に携わる研究者の person 費、各種手当や福利厚生費等は対象となりません。また、消費税、汎用性の高い機器（パソコン、コピー機、事務机等）も補助対象外です。振込手数料も原則対象外です。
②補助事業の中で、自社で製造し、社内で販売したものは補助対象となりますか。	相手が自社だけでなく、子会社（密接な関係を持つ関連会社を含む）、自社の従業員や役員個人であっても原則対象となりません。どうしても自社等の製品を補助金で取得しないと当該研究開発が遂行できないという明確な理由がある場合は、個別にご相談ください。原則は対象外ですが、利潤や人件費等を除外した、当該製品の原材料費等について限定的に認める場合があります。
③一般管理費は補助対象外ですか。	補助対象となりません。
④消費税の扱いはどのようになりますか。	消費税は補助対象外であり、消費税を含まない金額が補助対象経費になります。旅費・交通費は消費税を割り戻した金額で計上してください。その際は実費による交通費（切符）の支給、補助事業者における旅費規約に基づく旅費支給、どちらにおいても消費税を割り戻してください。

8. 補助事業終了後の対応について	
質問	回答
①補助事業終了後、何か報告する義務はあるのですか。	放射光施設の利用終了後に利用実験内容や成果等の利用結果をご報告いただきます。放射光施設を利用したが、当初想定していた十分な成果が得られなかった場合もご報告いただく必要があります。なお、報告された内容は、対外的に公表する場合があります。
②成果非公開（占有）で放射光施設を利用した場合	成果非公開（占有）で放射光施設を利用した場合においても利用実験内容や成果等の利用結果をご報告いただ

<p>も利用内容を報告する必要 がありますか。</p>	<p>きます。この場合は、利用結果を除く補助金利用法人名、 利用実験課題名、補助金額等のみ対外的に公表すること といたします。</p>
<p>③補助金による取得財産の 取扱い</p>	<p>補助事業終了後は管理台帳により取得財産を管理いた だきます。研究開発を引き続き実施する場合は取得財産を 有効に活用いただいて結構ですが、当該研究開発以外の 目的に使用する場合には制限があります。その際には事前 に承認が必要となり、場合によっては補助金を返納いただ く必要がありますので、予めご留意ください。</p>